

人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
○人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格（平成 30 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2813 号）

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
日本農林規格JAS0005：2024 人工種苗生産技術による水産養殖産品Aquaculture products by artificial seedling production techniques 1（略） 2引用規格この規格には、引用規格はない。 3用語及び定義この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1人工種苗生産技術による水産養殖産品人工種苗、養殖魚及び加工品 3.2人工種苗育種選抜された養殖親魚又は天然親魚から自然産卵，誘発産卵又は人工授精によって採卵した受精卵又はその受精卵からふ化した仔魚・稚魚 3.3養殖魚人工種苗から養殖した魚 3.4加工品養殖魚を加工したもの（切り身又はこれを味付けしたものに限る。） 3.5生産履歴ふ化から開示を求められた時までの給餌，投薬，移動履歴その他の生産に関する一連の履歴 3.6生産ロット生産履歴と関連付けられる人工種苗生産技術による水産養殖産品を識別するための単位 3.7飼料	日本農林規格JAS0005：2018 人工種苗生産技術による水産養殖産品Aquaculture products by artificial seedling production techniques 1（略） （新設） 2用語及び定義この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 2.1人工種苗生産技術による水産養殖産品人工種苗（2.2），養殖魚（2.3）及び加工品（2.4）。 2.2人工種苗育種選抜された養殖親魚又は天然親魚から自然産卵，誘発産卵又は人工授精により採卵した受精卵又はその受精卵からふ化した仔魚・稚魚。 2.3養殖魚人工種苗（2.2）から養殖した魚。 2.4加工品養殖魚（2.3）を加工した加工品（切り身又はこれを味付けしたものに限る。）。 2.5生産履歴ふ化から開示を求められた時までの給餌，投薬，移動履歴その他の生産に関する一連の履歴。 2.6生産ロット生産履歴（2.5）と関連付けられる人工種苗生産技術による水産養殖産品（2.1）を識別するための単位。 2.7飼料

魚の栄養に供することを目的として使用される<u>配合飼料</u> 3.8 生餌 巻き網漁等で漁獲され、餌料に用いられる小型多獲性魚類（冷蔵・冷凍を含む。） 3.9 生物餌料 魚の初期養殖期間に給餌される餌料生物（冷蔵・冷凍又は乾燥状態を含む。） 3.10 飼料等 飼料，飼料添加物，生餌，生物餌料及び<u>動物用医薬品</u> 3.11 衛生動物 そ族，鳥類，その他の野生動物である害獣及び<u>害虫</u> 3.12 不明魚 養殖中において，養殖施設から存在しなくなった理由が不明な<u>魚</u> <u>注釈 1</u> （略） 4 要求事項 4.1 一般 養殖魚又は加工品は，人工種苗を用いていることを証明するため，生産ロットごとに生産履歴が追跡可能な状態でなければならない。また，外部からの要請に応じて，生産履歴の情報及び4.2に規定する人工種苗の証拠を養殖・加工中であると出荷後であるとを問わず，提供可能な状態でなければならない。 <u>注記</u> （略） 4.2 人工種苗の証拠の保管 4.2.1 養殖魚又は加工品が，人工種苗に由来することを証明するため，次のいずれかの事項を満たす組織小片又は魚体が，出荷されてから少なくとも5年間，DNAの塩基配列による鑑定が可能な状態で冷凍保管されなければならない。 a)・b) （略） 4.2.2 （略） 4.3 （略） 4.4 養殖中の逃亡及び侵入管理 養殖中の人工種苗又は養殖魚が逃亡（受精卵の流出を含む。）しないように，かつ，天然の魚が養殖施設へ侵入しないように必要な措置を講じられなければならない。ただし，魚の逃亡又は侵入を防止することが困難となった場合にあっては，逃亡又は侵入した魚の尾数を把握されなければならない。この場合，不明魚にあっては，逃亡したものとみなしてその尾数を把握されなければならない。 4.5 （略）	魚の栄養に供することを目的として使用される<u>配合飼料</u>。 2.8 生餌 巻き網漁等で漁獲され，餌料に用いられる小型多獲性魚類（冷蔵・冷凍を含む。）。 2.9 生物餌料 魚の初期養殖期間に給餌される餌料生物（冷蔵・冷凍又は乾燥状態を含む。）。 2.10 飼料等 飼料（2.7），飼料添加物，生餌（2.8），生物餌料（2.9）及び<u>動物用医薬品</u>。 2.11 衛生動物 そ族，鳥類，その他の野生動物である害獣及び<u>害虫</u>。 2.12 不明魚 養殖中において，養殖施設から存在しなくなった理由が不明な<u>魚</u>。 <u>注記</u> （略） 3 要求事項 3.1 一般 養殖魚又は加工品は，人工種苗を用いていることを証明するため，生産ロットごとに生産履歴が追跡可能な状態でなければならない。また，外部からの要請に応じて，生産履歴の情報及び3.2に規定する人工種苗の証拠を養殖・加工中であると出荷後であるとを問わず，提供可能な状態でなければならない。 <u>注記</u> （略） 3.2 人工種苗の証拠の保管 3.2.1 養殖魚又は加工品が，人工種苗に由来することを証明するため，次のいずれかの事項を満たす組織小片又は魚体が，出荷されてから少なくとも5年間，DNAの塩基配列による鑑定が可能な状態で冷凍保管しなければならない。 a)・b) （略） 3.2.2 （略） 3.3 （略） 3.4 養殖中の逃亡及び侵入管理 養殖中の人工種苗又は養殖魚が逃亡（受精卵の流出を含む。）しないように，かつ，天然の魚が養殖施設へ侵入しないように必要な措置を講じていなければならない。ただし，魚の逃亡又は侵入を防止することが困難となった場合にあっては，逃亡又は侵入した魚の尾数を把握されなければならない。この場合，不明魚にあっては，逃亡したものとみなしてその尾数を把握されなければならない。 3.5 （略）
--	---